

可児市水道事業中長期収支計画

計画期間

平成 29 (2017) 年 ~ 38 (2026) 年度

平成 30 年 2 月 改訂

可児市水道部上下水道料金課・水道課

目次

1	中長期収支計画の策定方針	1
2	中長期収支計画の策定内容	2
(1)	水需要予測	2
(2)	中長期財政収支見通し	3
3	料金の検討	10
(1)	料金の意義	10
(2)	基本的な考え方	11
(3)	料金改定率の算定について	12
(4)	前回計画における料金改定の検証	12
4	事業の効率化・経営健全化の取組	13
(1)	組織、定員、給与に関する事項	13
(2)	広域化に関する事項	13
(3)	資金運用に関する事項	14
(4)	情報公開に関する事項	14

可児市水道事業中長期収支計画（平成 29(2017)～38(2026)年度）の概要

可児市水道事業中長期収支計画とは

経営の健全化と水道水の安定供給の確保を目的に、中長期の視点から財政収支の見通しをたて、事業計画の実施に必要な資金見通し、期間中の事業規模、水道料金について検証していく。なお、計画は3年毎に見直しを行う。

1 中長期収支計画の策定方針

【水道事業の現状・課題】

- ・ 将来的な給水量の減少予測
平成 19 年度をピークに減
- ・ 施設の老朽化への対応
送配水管の老朽化に対する対策が必要
- ・ 危機管理対策の推進
渇水や大規模災害を教訓とした施設整備
- ・ 水質管理対策の強化
水の安全性への関心の高まり

【社会情勢等の変化】

- ・ 地方公営企業会計制度の見直し
みなし償却制度の廃止、借入資本金の負債計上、引当金の計上義務化など
- ・ 水質に関する省令改正
水質検査体制の強靱化
- ・ 危惧される大規模災害への対応
大規模地震対策の見直し

可児市の水道の現状と課題、社会情勢等の変化を踏まえ、次の基本方針により平成 25 年 12 月に策定した中長期収支計画を平成 28 年度までの実績と投資計画である「可児市水道整備基本計画」の改訂に合わせて見直しを行う。

この中長期収支計画は財源試算、投資試算の均衡により、将来にわたり持続可能な水道事業の実現を目指す。

新地方公営企業会計による財務諸表等の変化による影響を、見た目の変化にとらわれず、多角的・長期的に検証する。

給水量の減少が予測される中で、収益の減少に対応した維持管理費の縮減に取り組み、収支バランスの維持に努める。

水道施設の更新など施設整備にあたっては、長期的視点に立って計画的・効率的に実施する。また、その財源については、補助金等の財源獲得に努めるとともに、内部留保資金を活用することで起債を抑制し、後年度の費用負担を可能な限り軽減する。

料金に関しては、水道施設の耐震化や老朽管路の更新など長期的なアセットマネジメントとそのため資金残高を考慮しつつ、計画年度内の適正料金を検討する。

2 中長期収支計画の策定内容

(1) 水需要予測

行政区域内人口

平成 22 年の国勢調査人口を基にコーホート要因法により推計した平成 27 年 10 月策定の「可見市人口ビジョン(平成 27 年から平成 72(2060)年)」の推計値を用い、将来の人口減少率を実績に乗じて推計。

今回は、平成 25 年 12 月策定の中長期収支計画と比較します。

行政区域内人口は、平成 19 年度の 102,858 人をピークに減少に転じており、今後、さらに減少が進み、平成 38(2026)年度は 97,439 人と見込んでいます。

(単位：人)

行政区域人口	H22 実績	H27 推計・実績	H33(2021)推計	H38(2026)推計
25 年計画	101,539	100,613	99,166	96,599
今回計画	101,539	101,027	99,324	97,439

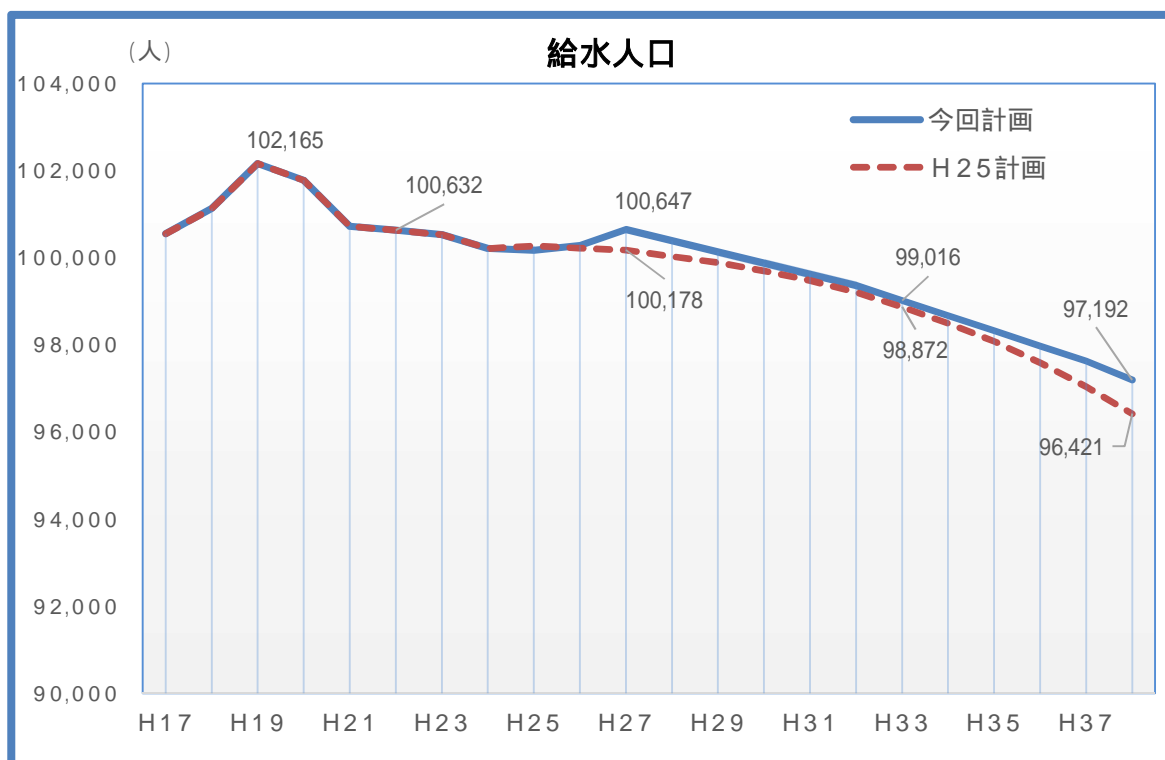
給水人口

給水人口の算定：給水区域内人口×給水普及率

給水人口は、行政区域内人口とともに減少が進み、平成 38(2026)年度は 97,192 人と見込んでいます。

(単位：人)

給水人口	H22 実績	H27 推計・実績	H33(2021)推計	H38(2026)推計
25 年計画	100,632	100,178	98,872	96,421
今回計画	100,632	100,647	99,016	97,192



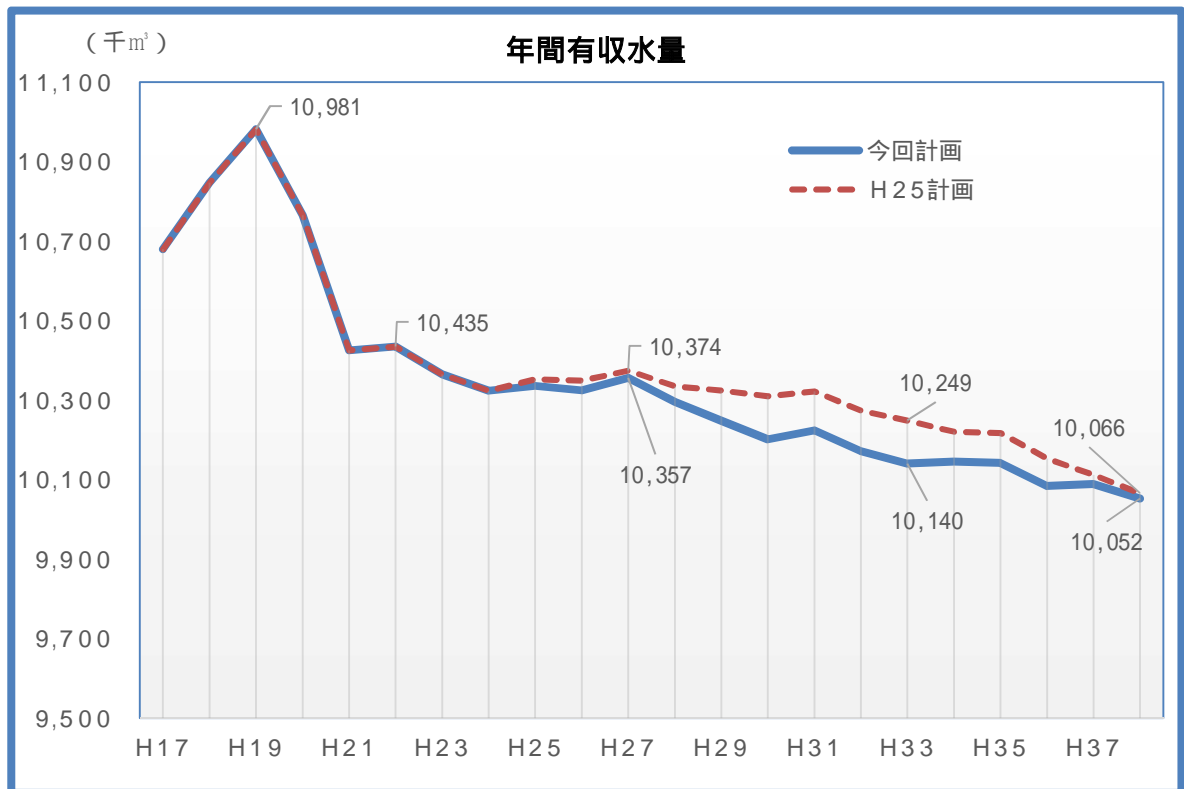
年間有収水量

1日平均有収水量から年間有収水量を推計。

給水人口の減少とともに、少子高齢化の進展、節水意識の高揚や節水機器の普及も相まって、有収水量も減少が進みます。

(単位：千 m^3)

有収水量	H22 実績	H27 推計・実績	H33(2021)推計	H38(2026)推計
25年計画	10,435	10,374	10,249	10,066
今回計画	10,435	10,357	10,140	10,052



(2)中長期財政収支見通し

収益的収支

ア．推計にあたっての考え方

区分	項目	主な推計方法
収益	給水収益	有収水量見込み×供給単価 供給単価は、平成28年度実績から185.6円で一定と設定
	その他営業収益	平成24年度から平成28年度までの5ケ年の実績の平均値で一定 他会計負担金は下水道事業にて負担する人件費分を除いて算定
	営業外収益	公営企業会計制度の見直しによる長期前受金戻入は、現有資産の減価償却計画額に見合う分に新規取得資産の減価償却に見合う見込み額を上乗せして推計
	特別利益	平成26年度から平成28年度までの3ケ年の実績の平均値とし、5年毎に見直す

区分	項目	主な積算方法
費用	人件費	平成 28 年度実績から下水道事業負担分を控除した額で一定
	維持管理費	平成 24 年度から平成 28 年度までの年間給水量に対する維持管理費の平均単価 × 供給水量見込み
	支払利息	企業債の償還計画のとおり
	減価償却費	現有資産の減価償却計画額に新規取得分の減価償却費見込み額を上乗せして積算
	受水費	受水量見込み × 県が示した受水単価（現行単価）
	その他費用	平成 24 年度から平成 28 年度の 5 ケ年の実績の平均値で一定

イ．推計結果

（単位：千円）

区分	項目	H19 実績	H24 実績	H26 実績	H33(2021) 推計	H38(2026) 推計
収益	給水収益	2,073,910	1,911,117	1,910,596	1,881,950	1,865,707
	その他営業収益	68,244	69,676	69,167	61,156	61,156
	営業外収益	1 37,378	3 13,573	3 429,471	3 404,943	3 398,433
	特別利益	2 156,350	2 208,817	2 81,703	2 93,610	2 74,888
費用	人件費	78,200	58,614	60,237	52,586	52,586
	維持管理費	200,443	218,435	227,460	223,483	223,047
	支払利息	101,192	27,470	24,746	3,678	1,224
	減価償却費等	673,983	643,745	709,513	719,577	784,012
	受水費	1,226,706	1,173,232	1,061,034	1,077,526	1,061,958
	その他費用	737	3,189	9,358	627	627
損 益		54,621	78,498	398,589	364,182	276,730

1 一般会計からの高料金対策補助金 20,000 千円を含む

2 修繕引当金戻入 100,000 千円を含む

3 公営企業会計制度の見直しによる長期前受金戻入 407,878 千円を含む

収益

収益の大部分を占める給水収益が、給水人口の減少等により減少するとともに、特別利益（加入分担金）も新規水道加入者の減少を 5 年毎に見直す推計としています。

その他営業収益は、下水道事業に係る受託収益が主なもので、原則平成 24 年度から平成 28 年度の 5 ケ年の実績の平均値としています。

営業外収益は、平成 26 年度の公営企業会計制度の見直しにより、長期前受金戻入が新たな収益となるため、増額となり、その後横ばいで推移していく見込みです。

費用

費用の約 55% を占めていた受水費は、岐阜県の県営水道長期収支計画（平成 25 年度策定）により、平成 26 年度から約 10% の値下げをしたことと給水量の減少を反映し、減少すると見込んでいます。

また、維持管理費は管路の補修等がありますが横ばいを、支払利息は新規起債をしないことで減少すると見込んでいます。

反面、減価償却費は、耐震化工事及び老朽管更新工事により増加する見込みです。

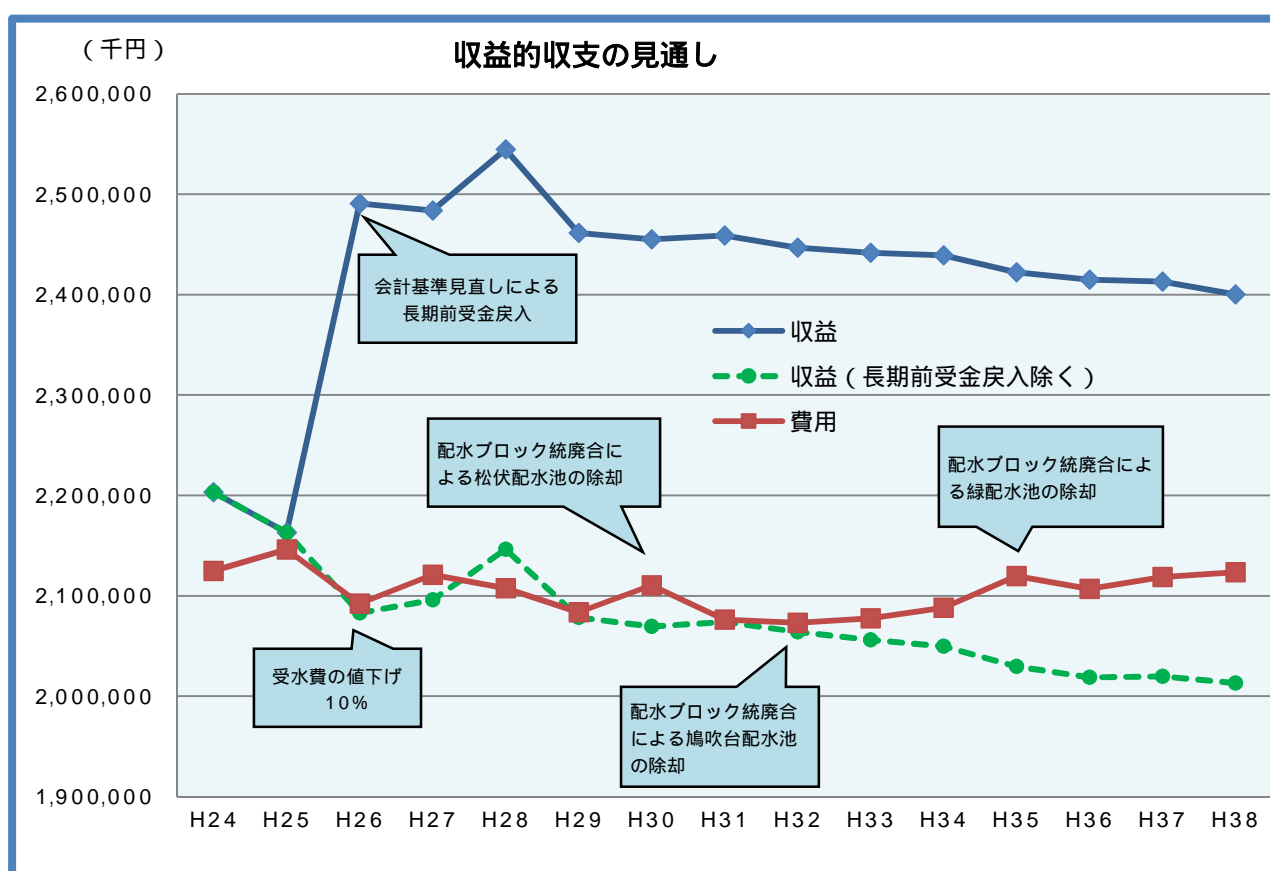
なお、人件費は職員数 7 名分（損益勘定対応）を維持します。ただし、平成 29 年度からの下水道事業の地方公営企業法適用に伴い管理職 2 名分の人件費が、両事業で 1/2 ずつの負担となるため、平成 28 年度実績から下水道事業負担分を控除した額で一定としています。

損益

公営企業会計制度の見直しにより償却資産の取得及び改良のために交付された補助金や負担金等が繰延収益として収益化され、長期前受金戻入が新たな収益として発生することにより計画期間は利益が発生する見込みです。

しかし、長期前受金戻入は非現金収入のため、資本的収支不足額の補填財源となる資金の算出は、長期前受金戻入を控除して算出することとなり、利益が発生していても、耐震化事業費や老朽管路更新経費の補填財源が減少していくことになります。

下のグラフに示すとおり、長期前受金戻入を除く収益は、平成 28 年度には費用を上回りますが、推計期間を通して費用を下回ることになり、損益勘定留保資金が減少、つまり資本的収支の補填財源が減少していくことになります。



資本的収支

ア．推計にあたっての考え方

区分	項目	積算方法
収入	企業債	計上しない
	国庫（県）補助金	耐震化工事費の1/3を計上
	工事負担金	平成24年度から平成28年度までの5ケ年の実績の平均値で一定
	その他	平成24年度から平成28年度までの5ケ年の実績の平均値で一定
支出	事業費	可児市水道整備基本計画より
	企業債償還金	企業債の償還計画のとおり
	その他費用	計上しない

<事業費（投資試算）>

水道事業は、昭和33年12月に事業創設認可を受け、昭和37年2月1日に供用開始しました。その後、昭和40年代後半からの大規模な住宅団地造成による急激な人口増加に対応するため、9次にわたる拡張事業計画を実施しています。また、平成17年には旧兼山町を合併し、平成25年には大平簡易水道事業と大萱飲料水供給事業を統合して、現在の事業規模となっています。

持続可能な水道事業を行なうためには、計画的な施設の整備が必要となります。古い施設も増えてきて、法定耐用年数を超えた施設も出始め、今後多くの施設が更新時期を迎えることとなります。これらの施設の使用期間の延命と更新を行なう老朽化対策が課題となります。

また、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震による被災の状況を見たとき、あるいは近い将来に発生が予想される東海・東南海地震の影響被害を最小限に抑えるための耐震化事業も重要となります。

これらの課題に向き合い、更新投資を進めていくための事業費（投資試算）を検討します。試算の基礎は、平成29年度に改訂された「可児市水道整備基本計画」となります。二つの施設事業と五つの管路事業にまとめられています。

【施設耐震化事業】

配水場・配水池（20施設）、ポンプ場（8施設）のうち、耐震性能の劣る施設を平成26年度からの継続事業として平成30年度までに耐震補強工事を実施していきます。（対象施設：低区配水場、**中区配水場**、長洞ポンプ場、虹ヶ丘ポンプ場、大森ポンプ場）

【施設更新事業】

ポンプなどの電気、機械設備を施設の更新基準に基づき更新していきます。（対象施設：中区配水場無停電電源装置、日本ランド減圧弁等）

【基幹管路耐震化事業】

基幹管路の約47kmについて、平成26年度からの継続事業として平成43(2031)年度までに布設替工事を実施することで耐震化を図るとともに管路更新を行ないます。（対象管路：第2低区系送水管（第2低区配水場～長洞ポンプ場～光陽台配水池）、低区系基幹管路（低区配水場～可児とうのう病院、低区配水場～虹ヶ丘ポンプ場）等）

【配水ブロック統廃合事業】

配水ブロックを見直し施設を集約化することにより、耐震性能の劣る配水池、ポンプ場を廃止していきます。また、ポンプの新增設、管路の布設替えにより効率的な配水を行うとともに管路の耐震化を合わせて図ります。

（対象施設：鳩吹台配水池、松伏配水池、工業団地ポンプ場、桜ヶ丘増圧ポンプ場、大森ポンプ場）

（対象管路：可児工業団地系基幹管路（第2低区配水場～工業団地配水池）等）

【管網補完事業】

新設道路への管路布設や既存管路のループ化を図り、災害時にも強い配水管網を構築していきます。

（対象管路：市道56号線関連配水管（大森～二野工業団地）等）

【老朽管面整備事業】

配水支管における老朽管路は、特に耐震性が低く、また漏水の発生リスクが高い管種を使用している地区から面的に更新していきます。昭和40年代の塩化ビニル管が残存する桜ヶ丘地区については、平成27年度からの継続事業として配水支管の入れ替え工事を実施していきます。

（対象地域：桜ヶ丘、兼山、長坂、鳩吹台等）

【管路更新事業】

前記以外の管路について、管路の更新基準に基づき更新していきます。

イ．推計結果

(単位：千円)

区分	項目	H19実績	H24実績	H26実績	H33(2021)推計	H38(2026)推計
収入	企業債	0	0	0	0	0
	国庫(県)補助金	0	5,097	11,490	146,297	142,985
	工事負担金	134,868	4,403	1,800	5,211	5,211
	その他収入	34,760	6,551	6,273	7,070	7,070
支出	事業費	672,896	360,150	329,162	764,862	950,185
	企業債償還金	324,716	73,058	88,851	35,250	4,073
	その他支出	0	0	0	0	0
不足額		827,984	417,157	398,450	641,534	798,992

収入

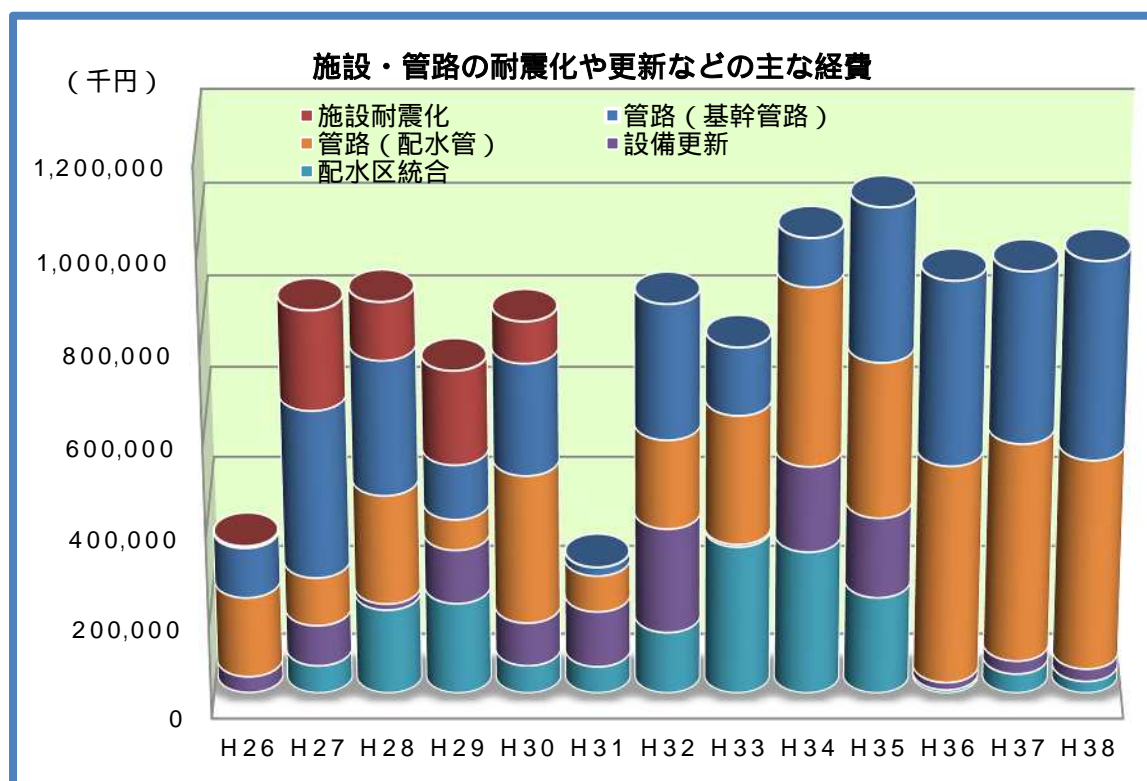
国庫(県)補助金は、補助対象事業である耐震化事業費に応じ増減します。

支出

事業費は、水道施設耐震化事業及び老朽管更新事業により増加する見込みです。また、企業債償還金は、新規起債をしないことで減少します。

不足額

事業費の増加に伴い、不足額も増加しますので、内部留保資金(次項参照)で補填していきます。

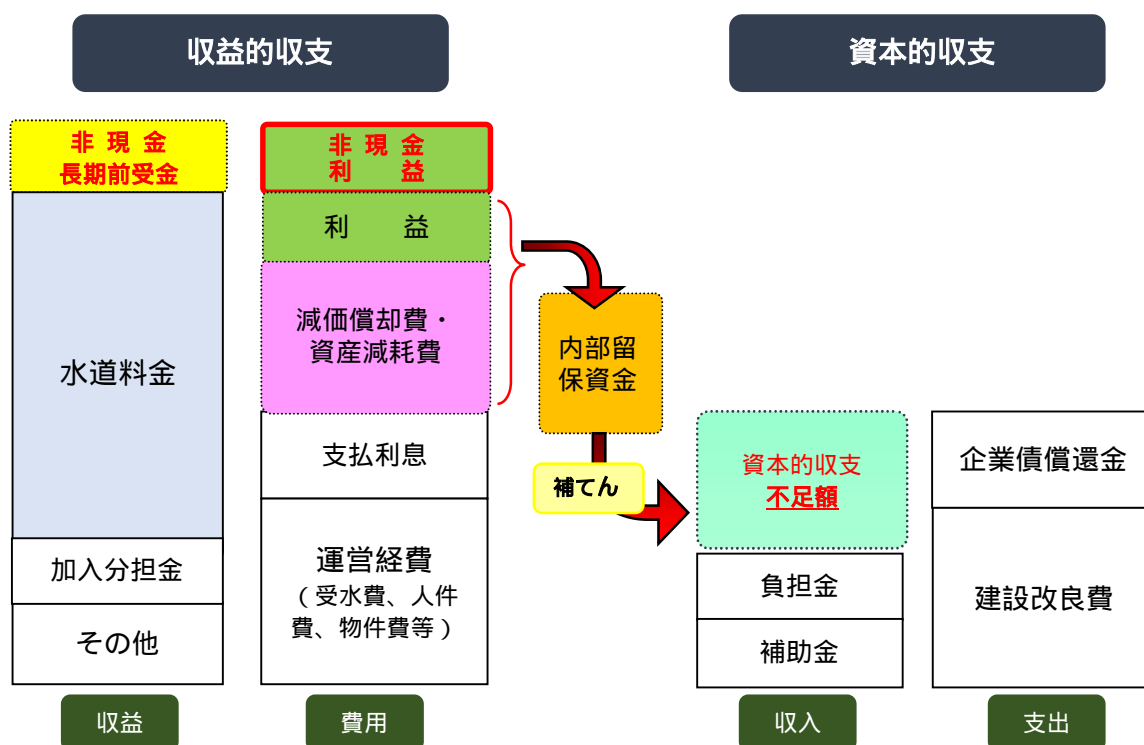


内部留保資金

今後の投資事業（二つの施設事業と五つの管路事業）を計画に基づき実施した場合の資本的収支の補填財源となる内部留保資金が、中長期的な観点からどのように推移するかを評価し、更新に必要な財源確保方策を検討します。

内部留保資金残高は、平成 24 年度末は 1,493,753 千円ですが、計画期間最終年の平成 38(2026)年度末には 1,461,978 千円となる見込みで、新規起債することなく、毎年度の損益勘定留保資金で水道施設耐震化事業等の投資事業が実施できる見込みです。

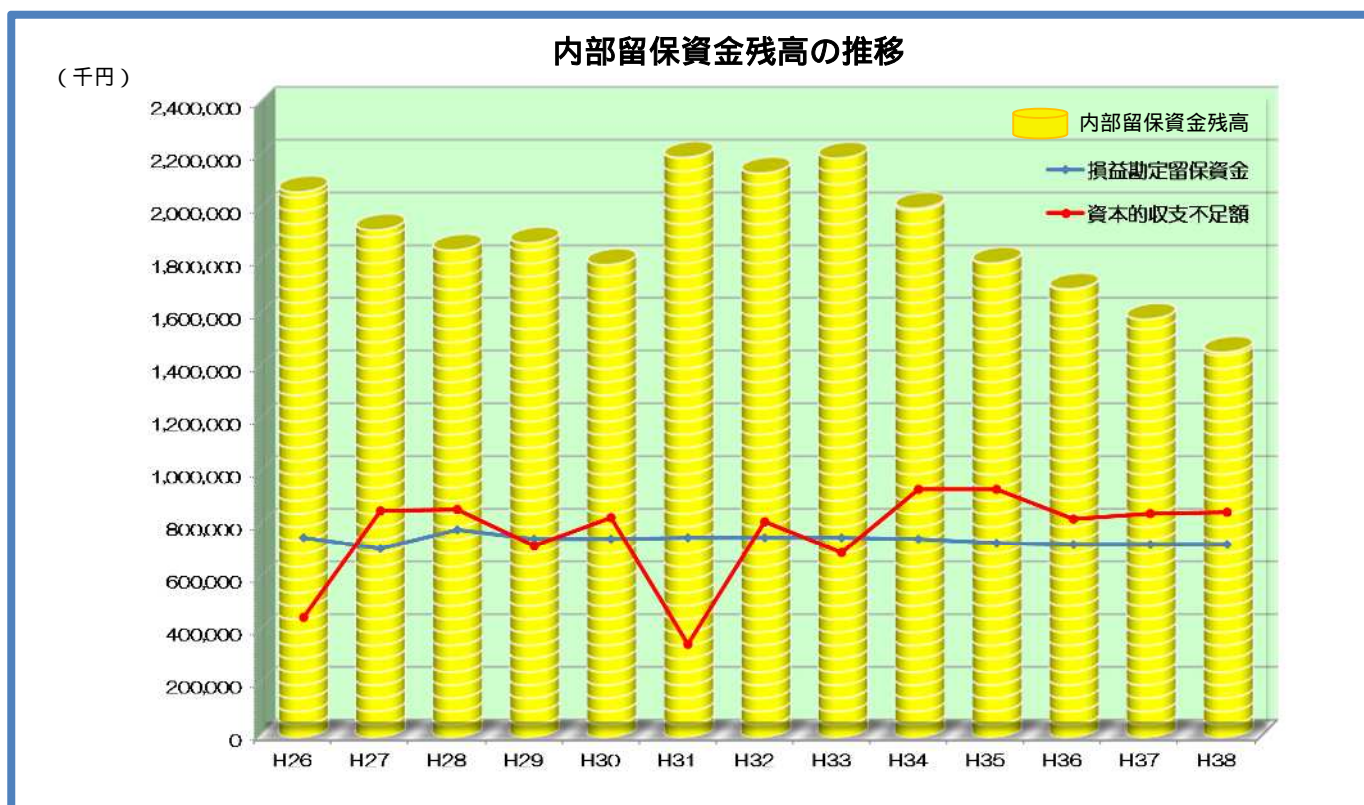
しかし、投資事業の規模の大きさを内部留保資金残高は増減を繰り返しながら、しだいに当年度損益勘定留保資金が当年度資本的収支不足額を下回り、内部留保資金の財源が大きく減少し、その後資金不足となる見込みであるため、事業費の圧縮や新たな財源の確保が必要となります。



ア．資金収支状況

(単位：千円)

	H26 実績	H28 実績	H30 推計	H33(2021) 推計	H38(2026) 推計
損益勘定留保資金	700,224	732,013	694,931	698,300	673,707
純利益	9,289	38,905	40,828	21,277	110,305
減価償却費等	709,513	693,108	735,759	719,577	784,012
資本的収支不足額	398,450	808,546	777,034	641,534	798,992
合計	301,774	76,533	82,103	56,766	125,285
内部留保資金残高	2,070,940	1,850,338	1,795,414	2,198,962	1,461,978



3 料金の検討と検証

(1)料金の意義

水道料金は、「地方公営企業の給付」＝「水という財貨の供給」(給水サービス)であり、対価として料金を徴収するものであります。

なお、水道法第14条第1項において、水道事業者が供給規定(両者で締結される供給契約の内容を定めたもの)を定めなければならない、条例で水道料金を規定しています。

(2)基本的な考え方

水道料金の改定にあたっては、地方公営企業法第21条第2項の趣旨(総括原価主義：総括原価＝営業費用＋資本費用)に基づいて、(公社)日本水道協会が策定した水道料金算定要領を参考にして検討しました。

算定期間

料金算定期間は、概ね3～5年を設定するものとされています。可児市水道事業の今後の財政収支計画では、公営企業会計基準の見直しによる長期前受金戻入の収益化などにより、利益が発生する状況であります。逆に内部留保資金は増減を繰り返しながらも減少をたどる見込みであります。なお、費用における受水費の割合の高い当市は、「県営水道」の動向を受水市町とともに注視していく必要があります。

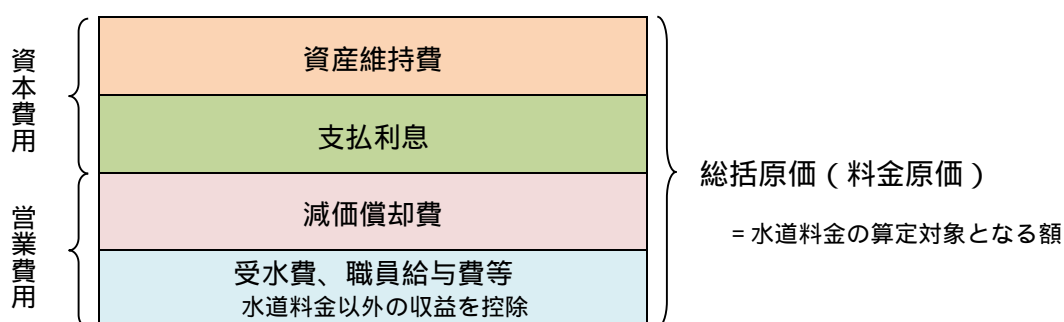
そこで、損益収支のみで料金の検討をすることなく、資金の見込みにも目配りし、中長期的な視点で料金を算定する必要がありますし、また、水道利用者にとっても、料金の短期的な値上げ、値下げは市民の生活の安定性を欠くことに繋がるため、5年間で検討します。

<料金算定期間> 平成26年度～平成30年度

総括原価の算定

水道料金は「誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。」とされています。

営業費用には受水費、職員給与費等の営業費用合計額から水道料金以外の収益を控除した額が計上され、資本費用には支払利息及び資本報酬が計上されます。そこで、料金算定期間における総括原価を計算すると次のようになります。



<資本費用> 84,169千円(平成26年度から平成30年度の支払利息の計)

資本報酬とは、水道施設の維持のために再投資されるべき額ですが、再投資については、内部留保資金で対応し、新規に起債する計画もないことから、今回は算定しないこととします。したがって支払利息の合計額が資本費用の合計額となります。

<営業費用> 9,929,521千円

営業費用合計額の10,317,407千円から、その他営業収益合計額336,838千円及び営業外収益51,048千円(非現金収入である長期前受金戻入と企業債元金償還金の財源である資本費繰入収益を除く。)を控除した額です。

しかし、公営企業会計基準の見直しの一つである「みなし償却制度の廃止」に伴う減価償却費の増額分は、長期前受金戻入として同額が収益化されていること、さらに、施設統合に係る資産減耗費は臨時的に発生していることから、この2点に係る費用について控除して算定します。

< 営業費用の調整額 >

みなし償却制度廃止に伴う減価償却費増加分 184,715 千円

H26 37,157 千円、H27 37,058 千円、H28 37,008 千円、H29 36,813 千円、

H30 36,679 千円

施設統合に係る除却費（資産減耗費） 72,548 千円

< 総括原価 >

資本費用 84,169 千円

+ (営業費用 9,929,521 千円 - 184,715 千円 - 72,548 千円)

= 9,756,427 千円

(3) 料金改定率の算定について

総括原価と現行料金体系による料金算定期間中の給水収益の合計額を比較すると、料金改定率は次のとおりとなります。

< 給水収益 > 9,561,158 千円

< 料金改定率 > 2.04%

計算式

$$((\text{総括原価} / \text{給水収益}) - 1) \times 100 = ((9,756,427 / 9,561,158) - 1) \times 100 = 2.04$$

水道料金算定要領に基づき算定した、平成26年度～30年度の給水収益と総括原価との差額は195,269千円となり、1年度に換算すると39,054千円となります。

(4) 前回計画における料金改定の検証

平成26年度～平成30年度の算定期間の3ケ年が経過した状態で再試算を行ない、検証したところ、前回計画と同様に総括原価が給水収益を上回る推計結果となりました。

その差額は、広がるものの、特別利益（加入分担金）や各年度の決算時の支出圧縮などにより補える見込みであるため、やはり、直ちに改定が求められるものではありません。

しかし、今後、人口減少にあわせた給水収益の減少、費用の50%を超える受水費の動向で経営が厳しくなることが予想され、内部留保資金も減少傾向が見込まれます。

収益的収支が黒字であり、利益が上がっている状況であっても、内部留保資金は減少するといった状況を多角的に分析・評価し、安全・安心な水道水の安定的な供給に繋がる水道施設の耐震化や老朽管路の更新を計画的に進めていくためにも、今後、中長期の視点から適正な料金を算定していかなければいけません。

4 事業の効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、定員、給与に関する事項

効率的な運営

水道料金の徴収業務、あるいは施設の運転監視業務などを民間委託で行い経費の削減を図っています。また、下水道使用料を水道料金と一緒に収納することで、事務の効率化を図るとともに、下水道事業より受託事業収入を得ています。

効率的な組織の整備

平成 29 年度の下水道事業の地方公営企業法の適用開始に伴い、下水道事業を含めて水道部全体で効率的な組織体制を目指します。具体的には、工事部門、計画管理部門、経理部門にそれぞれ水道事業と下水道事業の両事業をまとめるなど、組織の効率化の検討を行ないます。

企業職員の給与の適正化

企業職員の給与の適正化については、市長部局の制度に準じています。

(2) 広域化に関する事項

可児市水道事業は、独自の水源を持たず浄水全量を岐阜県営水道より購入することにより運営を行なっています。そのため、効率的な運営を行なうためには、岐阜県営水道及び近隣の受水市町との緊密な連携を図り、広域的な体制の検討を進めていきます。

岐阜東部上水道広域研究会の設置

・岐阜県営水道と受水市町において「岐阜東部上水道広域研究会」を平成 28 年度に立ち上げ、広域連携による岐阜県営水道事業と受水市町の水道事業における事業の合理化に係る検討を行ないます。

危機管理における広域連携

- ・応急復旧用の備蓄資材の情報を岐阜県営水道と情報共有することで、災害時の迅速な復旧に役立てます。
- ・災害時を想定した防災訓練を岐阜県営水道とともに行ないます。
- ・災害時には県の緊急時連絡管や支援連絡管を利用し、県水の供給を受けます。

施設整備における広域連携

・岐阜県営水道の受水地点となる小名田調整配水池を岐阜県、多治見市、可児市で共同設置しました。このような施設の共同設置や岐阜県営水道管布設工事に併せた管路布設の共同施工を行ないます。

技術研修における広域連携

・ベテラン職員の退職あるいは経営の効率化に伴う業務の民間委託により、技術職員の技術の継承が課題です。技術研修会を共同開催し、技術の習得に努めます。

(3) 資金運用に関する事項

元本確実と有利な条件の中で流動性と収益性を考慮して、定期預金と債権(地方債)で運用を行ないます。

(4) 情報公開に関する事項

決算状況については、市の広報誌やホームページを通じて市民(需要者)への周知を図り、水道事業への理解と協力が得られるように努めます。

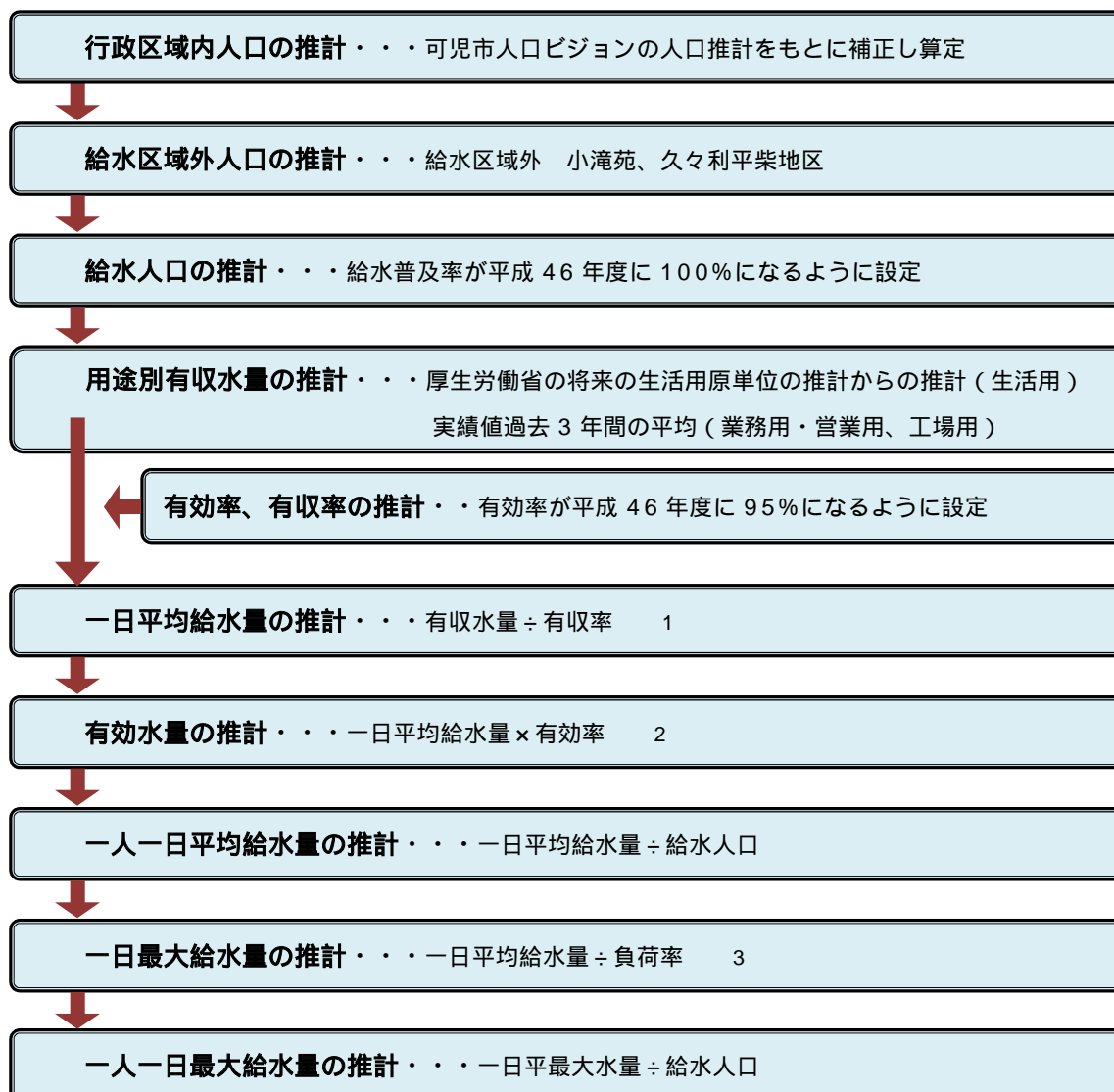
水需要予測の方法

推計期間：平成 28 年度～平成 46 年度

行政人口：平成 27 年 10 月策定の可見市人口ビジョンの人口推計をもとに、実人口との差を人口減少率で補正し算定したのに見直した。

給水量等：1 日平均水量の推計結果から算定した。

算定フロー：



1 有収率・・・有収水量を給水量で除したもの（％）。

2 有効率・・・有効水量を給水量で除したもの（％）。水道施設及び給水装置を通して給水される水が有効に使用されているかどうかを示す指標。

3 負荷率・・・一日最大給水量を一日平均給水量で除したもの（％）。水道事業の施設効率を判断する指標の一つで、数値が大きいほど効率的。水道事業のような季節需要変動がある事業は、給水需要のピーク時に合わせた施設を建設することになるため、需要変動が大きいほど施設の効率は悪くなり、負荷率が小さくなる。このことから負荷率を大きくすることが経営の一つの目標となる。

区分	単位	推計方法	
行政区域内人口	(人)	平成 27 年 10 月策定の可児市人口ビジョンの人口推計をもとに、実人口との差を人口減少率で補正	
給水区域外人口	(人)	平成 28 年 3 月実績の給水区域外(小滝苑、久々利平柴)地区人口を、その後の人口減少率で補正	
給水区域内人口	(人)	行政区域内人口 - 給水区域外人口	
給水人口	(人)	給水区域内人口 × 給水普及率	
給水普及率	(%)	平成 46 年度に 100%となるように設定して推計	
有収水量	生活用	($\text{m}^3/\text{日}$)	厚生労働省の「新水道ビジョン策定検討会」における将来の生活用原単位が推計から可児市分を推計
	業務・営業用	($\text{m}^3/\text{日}$)	平成 25～27 年度の実績平均
	工場用	($\text{m}^3/\text{日}$)	平成 25～27 年度の実績平均
	計	($\text{m}^3/\text{日}$)	生活用 + 業務・営業用 + 工場用
無収水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	有効水量 - 有収水量	
有効水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	一日平均給水量 × 有効率	
無効水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	一日平均給水量 - 有効水量	
一日平均給水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	有収水量 ÷ 有収率	
一人一日平均給水量	(L/人/日)	一日平均給水量 ÷ 給水人口	
一日最大給水量	($\text{m}^3/\text{日}$)	一日平均給水量 ÷ 負荷率	
一人一日最大給水量	(L/人/日)	一日最大給水量 ÷ 給水人口	
有収率	(%)	平成 46 年度に 94.9% (有効率 - 0.1) となるように設定して推計	
有効率	(%)	平成 46 年度に 95%となるように設定して推計	
負荷率	(%)	過去 10 年間の最小値で一定	

水需要予測資料

項目	年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	備考		
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46			
行政区域内人口	(人)	100,758	100,489	100,221	99,952	99,683	99,324	98,964	98,605	98,246	97,886	97,439	96,992	96,545	96,098	95,651	95,149	94,648	94,146	93,644	(1) H27可児市人口ビジョン推計 中位推計変化率より算出		
給水区域外人口	(人)	176	176	176	176	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	(2) 行政区域内人口と同様の变化率で減少		
給水区域内人口	(人)	100,582	100,313	100,045	99,776	99,507	99,149	98,790	98,432	98,074	97,715	97,269	96,823	96,377	95,931	95,485	94,984	94,484	93,983	93,482	(3) = (1) - (2)		
給水人口	(人)	100,392	100,134	99,878	99,620	99,363	99,016	98,668	98,322	97,975	97,627	97,192	96,757	96,322	95,887	95,452	94,961	94,472	93,981	93,482	(4) = (3)×(5) / 100		
給水普及率	(%)	99.811	99.822	99.833	99.844	99.855	99.866	99.877	99.888	99.899	99.910	99.921	99.932	99.943	99.954	99.965	99.976	99.987	99.998	100.00	(5) = 目標年次100% (H46)		
有効水量	生活用	一人一日使用水量 (L/人/日)	200.0	199.0	198.0	198.0	197.0	196.0	196.0	195.0	194.0	194.0	193.0	193.0	192.0	192.0	191.0	191.0	190.0	190.0	189.0	(6)	
		一日平均使用水量 (m ³ /日)	20,078	19,927	19,776	19,725	19,575	19,407	19,339	19,173	19,007	18,940	18,758	18,674	18,494	18,410	18,231	18,138	17,950	17,856	17,668	(7) = (4)×(6) / 1000	
	業務・営業用	新規開発水量	0	17	34	52	69	86	103	121	138	155	172	189	207	224	241	258	276	293	310	(8)	
		一日平均使用水量	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328	(9) 実績3年(H25-27)の平均
		計 (m ³ /日)	5,328	5,346	5,363	5,380	5,397	5,414	5,432	5,449	5,466	5,483	5,501	5,518	5,535	5,552	5,569	5,587	5,604	5,621	5,638	(10)	
	工場用	新規開発水量	0	5	10	75	139	204	269	333	398	462	527	592	656	721	786	850	915	979	1,044	(11)	
		一日平均使用水量	2,800	2,800	2,800	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	(12) 実績3年(H25-27)の平均
		計 (m ³ /日)	2,800	2,805	2,810	2,830	2,894	2,959	3,024	3,088	3,153	3,217	3,282	3,347	3,411	3,476	3,541	3,605	3,670	3,734	3,799	(13)	
	その他用	一日平均使用水量 (m ³ /日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(14) = H27実績値一定	
		一人一日有収水量 (L/人/日)	281.0	280.4	279.8	280.4	280.5	280.6	281.7	281.8	282.0	283.1	283.4	284.6	284.9	286.2	286.4	287.8	288.2	289.5	290.0	(15) = (16) / (4) × 1000	
	有収水量計 (m ³ /日)	28,206	28,078	27,949	27,935	27,866	27,780	27,794	27,710	27,626	27,641	27,541	27,538	27,440	27,438	27,341	27,330	27,224	27,211	27,105	(16) = (7) + (10) + (13) + (14)		
	無収水量 (m ³ /日)	30	31	31	27	26	31	27	32	31	29	27	31	27	24	29	28	30	28	32	(17) = (18) - (16)		
	有効水量計 (m ³ /日)	28,236	28,109	27,980	27,962	27,892	27,811	27,821	27,742	27,657	27,670	27,568	27,569	27,467	27,462	27,370	27,358	27,254	27,239	27,137	(18) = (20) × (25) / 100		
無効水量 (m ³ /日)	2,090	2,043	1,999	1,962	1,925	1,881	1,850	1,807	1,767	1,734	1,695	1,659	1,623	1,589	1,547	1,513	1,473	1,443	1,428	(19) = (20) - (18)			
一日平均給水量 (m ³ /日)	30,326	30,152	29,979	29,924	29,817	29,692	29,671	29,549	29,424	29,404	29,263	29,228	29,090	29,051	28,917	28,871	28,727	28,682	28,565	(20) = (16) / (24) × 100			
一人一日平均給水量 (L/人/日)	302.1	301.1	300.2	300.4	300.1	299.9	300.7	300.5	300.3	301.2	301.1	302.1	302.0	303.0	302.9	304.0	304.1	305.2	305.6	(21) = (20) / (4) × 1000			
一日最大給水量 (m ³ /日)	42,533	42,289	42,046	41,969	41,819	41,644	41,614	41,443	41,268	41,240	41,042	40,993	40,799	40,745	40,557	40,492	40,290	40,227	40,063	(22) = (20) / (26) × 100			
一人一日最大給水量 (L/人/日)	423.7	422.3	421.0	421.3	420.9	420.6	421.8	421.5	421.2	422.4	422.3	423.7	423.6	424.9	424.9	426.4	426.5	428.0	428.6	(23) = (22) / (4) × 1000			
有収率 (%)	93.01	93.12	93.23	93.34	93.44	93.56	93.66	93.78	93.89	94.00	94.11	94.22	94.32	94.43	94.55	94.66	94.77	94.87	94.90	(24) = 有効率 - 0.1			
有効無収率 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1				
有効率 (%)	93.11	93.22	93.33	93.44	93.54	93.66	93.76	93.88	93.99	94.10	94.21	94.32	94.42	94.53	94.65	94.76	94.87	94.97	95.00	(25) = 目標年次95% (H46)			
負荷率 (%)	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	71.3	(26) = H20実績値一定			
水源内訳	県営水道 (m ³ /日)	42,533	42,289	42,046	41,969	41,819	41,644	41,614	41,443	41,268	41,240	41,042	40,993	40,799	40,745	40,557	40,492	40,290	40,227	40,063			
	自己水源 (m ³ /日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

参考資料（用語の解説）

【水道事業会計】

地方公営企業

地方公共団体が経営する企業を総称して地方公営企業といいます。代表的なものとして、水道事業、病院事業、下水道事業などがあります。

公営企業会計

市の会計は、一般会計、特別会計とも現金主義に基づく単式簿記による会計方式を取っています。この方法は、収入支出の規模を見ることおよび歳出の内容のチェックには適していますが、資産の実態や事業の収益性を見ることには適していません。法適用の公営企業会計は、企業会計に準じた発生主義に基づく複式簿記による会計方式であるので、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成することにより、公営企業の経営成績、財政状態を把握することができます。

現金主義

収益や費用が発生した時点ではなく、現金の収入や支出があった時点で取引を認識し、計上します。官公庁会計で採用されています。

発生主義

現金の収入や支出に関係なく、経済的事象の発生または変化に基づきその時点で収益または費用を計上しなければならないとする考え方で、民間企業の会計で採用されています。

起債、企業債

地方公共団体が行う借入れを地方債といい、公営企業会計における地方債については企業債といいます。その借入れを行うこと、または行った借入れを起債といいます。借入れの返済について、その元本部分については償還元金、利子部分については償還利子といい、元金と利子をあわせたものを起債元利償還金といいます。また、未返済の借入金元金のことを起債残高といいます。地方公共団体が行う借入れは、国との協議における同意や届出などが必要とされており、借入れできる金額についても、決められた事業の事業費の一定割合について認められるなど制限があります。

収益的収入及び支出

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のことです。

営業収益

主たる営業活動で生じる収益です。水道事業では給水料金の収入がこれに当たります。

給水収益

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料のことです。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。

営業外収益

主たる営業外から生じる収益で、預金金利などがこれに当たります。

長期前受金戻入

施設の整備に対する補助金などは、発生主義である公営企業会計においては、取得した資産の減価償却による費用化にあわせて毎年収益化します。これを長期前受金戻入といいます。

資本費繰入収益

旧簡易水道事業債の元金償還金に対する一般会計からの繰入金です。

特別利益

当該年度の経常利益に計上することが不相当である収益です。水道加入分担金、固定資産売却益などがこれに当たります。

営業費用

主たる営業活動に必要な費用です。人件費、物件費、減価償却費などがこれに当たります。

浄水費

県から水を購入する費用です。(= 受水費)

配水費

配水池、配水管などの配水設備の維持管理及び運転に要する費用です。

給水費

量水器などの給水設備の維持管理に要する費用です。

業務費

料金の調定、徴収及び検針業務に要する費用です。

総係費

事業活動の全般に関連する費用です。

減価償却費

公営企業会計においては、管路や施設などの資産の取得を行った場合、その取得金額を取得時に費用計上するのではなく、資産の耐用年数に応じて毎年少しずつ費用化します。これを減価償却といいます。

資産減耗費

資産減耗費は、固定資産除却費とたな卸資産減耗費に分類されます。

固定資産除却費：固定資産を除却（廃棄）した際に、この固定資産のまだ減価償却費として費用化されていない額を除却費として計上します。

たな卸資産減耗費：たな卸資産（量水器の在庫）を保管しているうちに、破損したり資産としての価値を失った場合、その差額をたな卸資産減耗費として計上します。

営業外費用

経常的な活動以外によって生じる費用です。企業債の利息などがこれに当たります。

特別損失

当該年度の経常損失に計上することが不適当である損失です。

資本的収入及び支出

建設改良及び企業債に関する収入及び支出のことです。

損益計算書

財務諸表の一つで、一会計期間の企業の業績（経営成績）を明らかにするために、その期間に得た全ての収益や費用を一つの表に表示した報告書のことです。

損益勘定留保資金

減価償却費等現金支出を必要としない支出によって保留された資金であり、資本的収支不足額を補てんするものです。

当年度純損益

公営企業会計における一会計年度に計上されるすべての収益から、すべての費用を差し引いて計算される当期の最終的な純利益のことであり、企業の業績（経営成績）を表します。

貸借対照表

財務諸表の一つで、企業の財政状態を明らかにするために、一定の時点（期末時点）において当該企業の保有する全ての資産、負債および資本を総括的に表示した報告書のことです。

固定資産

所有期間1年以上の土地、建物、構築物及び水利権などの企業の所有する資産をいいます。有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類されます。有形固定資産は具体的な物、無形固定資産は法律上の権利を示すものと事実上の権利を示すもの、投資その他の資産は、主として利殖を目的とするものです。

建設仮勘定

建設工事で長期に渡る場合、資産の本勘定にされるまでの期間、当該工事に要した経費を整理する勘定のことです。

流動資産

主として当座資産及びたな卸資産に分類されます。前者は、例えば、現金、預金、未収金及び有価証券のように販売過程を経ないで容易に現金化されるものであって、短期負債の償還に充てることができるものです。後者は、公営企業の場合は主として貯蔵品をいいます。

負債

資金の調達源泉を示すもので、いずれは外部に対して金銭を支払わなければならないものです。

固定負債

負債のうち償還期限が1年以降に到来する債務です。

流動負債

負債のうち事業の通常取引において1年内に償還しなければならない短期の債務です。

繰延収益

配水管などを建設する際、工事費などの財源として収入した補助金、工事負担金等が、翌年度以降に収益として計上されます。貸借対照表に負債として計上しています。

長期前受金

補助金や一般会計負担金等を使って償却資産を取得した場合、購入価額全額を資産に計上し、補助金等を「長期前受金」として負債計上します。

資本

一般的には、企業の経営における「もとで」を意味するものですが、会計上は、資産の額から負債の額を控除した額、すなわち、企業自身に帰属する財産の額を示すものです。

引当金

将来の負担が見込まれ、負担の発生原因が当年度以前にあり、合理的に金額を見積もることのできる費用又は損失のことで、貸借対照表に負債として計上しています。

貸倒引当金

貸借対照表の資産である未収金のうち、回収不能が見込まれるものです。貸借対照表の未収金の下に、マイナスで計上しています。

賞与引当金

翌年6月に支給する期末勤勉手当のうち、本年度の12月から3月までの4か月分の金額に相当します。貸借対照表に負債として計上しています。

貸倒引当金繰入額

貸倒引当金を計上するための費用で、翌年度に見込まれる不納欠損額に相当します。

賞与引当金繰入額

賞与引当金を計上するための費用で、翌年6月に支給する期末勤勉手当のうち、本年度の12月から3月までの4か月分の金額に相当します。

キャッシュフロー計算書

財務諸表の一つで、企業の一会計期間における資金の増減を営業活動・投資活動・財務活動ごとに区分して示したものです。キャッシュフロー計算書の作成目的は、損益計算書とは別の観点から企業の資金状況を開示、すなわち企業の現金創出能力と支払い能力を査定するのに役立つ情報を提供することと、利益の質を評価するのに役立つ情報を提供することにあります。

【水道施設等】

給水管

配水管から分岐した、需要者（水を使う方）が保有する水道管。給水装置及び給水装置より下流の貯水槽以下の給水設備を含めた水道用の管のことです。

給水区域

水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要者に応じて給水を行うこととした区域のことです。

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のことです。

給水装置

需要者に水を供給するために水道事業者の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。

経年管

耐用年数に余裕があるものの、布設後一定の年数を経過した水道管のことです。埋設環境により劣化の度合いが異なることから、耐用年数以内であっても更新する場合があります。

浄水場

浄水処理に必要な設備がある施設のことです。原水水質により浄水方法が異なりますが、一般に浄水場内の施設として、着水井、凝集池、沈澱池、ろ過池、薬品注入設備、消毒設備、浄水池、排水処理施設、管理室などがあります。

配水

浄水を、水圧、水量、水質を安全かつ円滑に需要者に供給することです。

配水施設

配水池、高架タンク、配水管、ポンプ及びバルブ、その他付属設備から構成される配水のための施設です。

配水ブロック

配水池（水量と水圧を確保した機能をもっている）から給水している区域のことです。

配水池

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池です。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、一日最大給水量の12時間分を標準とします。

配水量

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量です。料金水量、その他水量、水道事業用水量、消火栓水量、メーター不感水量などからなる有効水量と、漏水量、調定減額水量からなる無効水量に区分されます。

基幹管路

水道管のうち主要な管路で、配水場から配水池へ浄水を輸送する送水管と浄水を配水支管へ輸送・分配する役割を持つ配水本管からなります。

法定耐用年数

施設、設備などが、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のこと（水道事業などの地方公営企業においては、地方公営企業法施行規則による年数を適用することとされています）。

布設替え

古い管を撤去し、新しい管を布設することです。管体の強度不足、継手からの漏水、管内面の錆こぶによる通水断面の減少や赤水の発生など、機能上の問題を解消するために行う同口径の布設替えと、必要な通水能力に口径を拡大する増径布設替えがあります。

ポンプ場

地形、構造物の立地または管路の状況など、諸条件に応じたポンプ圧送方式により、浄水を送る設備を設置した場所です。取水ポンプ場、送水ポンプ場、加圧ポンプ場などがあります。

アセットマネジメント

水道事業者が、中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、事業を持続していくために、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的に水道施設を管理運営する組織的な取り組みのことで、す。

長寿命化

耐用年数を迎える施設や設備に対し、効果的な改修や部品交換を行なうことにより、機能停止の予防を図るとともにライフサイクルコストを縮減させる延命措置のことをいいます。

ダウンサイジング

施設更新の際に、将来水需要推計などに見合った適切な施設機能に見直しことにより、水道施設の効率化を図ることで、す。

無効水量

使用上無効と見られる水量のことです。配水本支管、メーターより上流部での給水管からの漏水量、調定減額水量、他に起因する水道施設の損傷などにより無効となった水量及び不明水量をいいます。

無収水量

配水量のうち料金徴収の対象とならなかった水量です。水道事業用水量、消火栓水量、メーター不感水量があり、料金その他の収入がない水量をいいます。

有効水量

給水量の分析を行うにあたっては有効水量と無効水量に分類され、有効水量はさらに有収水量と無収水量に区別されます。使用上有効と見られる水量が有効水量で、メーターで計量された水量、もしくは需要者に到達したものと認められる水量並びに事業用水量などをいいます。

有効率

有効水量を給水量で除したものです。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となります。

有収水量

料金徴収の対象となった水量です。

有収率

有収水量を給水量で除したものを有収率といいます。供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合です。

【その他】

コーホート要因法

人口推計の1つの方法で、集団（5歳階級）の時間変化（出生、死亡、移動（転入・転出））を軸に捉える方法です。コーホートの人口は、人口が時間の経過とともに変化する要因である「死亡数」と「移動数（転入・転出）」により変化し、新たな集団の発生は出生によります。

そのため、将来における一般的な仮定値の設定は、次の4つです。

出生率　：15～49歳までの女子の年齢（5歳階級）別出生率

生残率　：生命表による5年後の男女・年齢（5歳階級）別生存率

純移動率：基準年次とその5年前からの社会動態による純移動

出生性比：出生児の男女比（女兒100に対する男児比）

受水市町（じゅすいしまち）

岐阜県営水道から水道用水の供給を受けている対象市町村のことです。

可茂地域・・・可児市、美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、御嵩町（2市4町）

東濃地域・・・多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市（5市）